

平成24年（ワ）第49号等

玄海原発差止等請求事件

原告 長谷川照 ほか

被告 九州電力株式会社

準備書面11の2

2013年5月24日

佐賀地方裁判所民事部合議2係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 板 井 優

弁護士 河 西 龍太郎

弁護士 東 島 浩 幸

弁護士 椛 島 敏 雅

弁護士 長 戸 和 光

外

記

第1 はじめに

わが国の原子力発電は、1954年（昭和29年）の原子力予算の成立を端緒として、国家的事業として導入された。

当時、原子力発電は、世界的にも実用化が始まったばかりであって、技術的・経済的にも極めて未熟な発電方式であった。わが国への原子力発電導入の理由としては、単に将来有望な発電方式というだけではなく、新たに原子力産業を興して産業構造の強化を目指すと言う産業政策面も強調されていた。

原子力発電の導入にまでには、様々な課題が山積し、民間資金だけでは到底参入することができなかった。国が、原子力発電の導入を国家的事業と位置付け、主導的な役割を果たしてきたからこそ、わが国はアメリカ、フランスに次ぐ世界第三位の原子炉保有国になり得たのである。

この書面では、1954年（昭和29年）に原子力予算の成立からわが国初の商業原子力発電所である東海第1原子力発電所の運転が開始される1966年（昭和41年）ころまでの原子力発電導入期に、国が果たしてきた役割を述べていく。

第2 増大するエネルギー需要に対応する必要性

日本が、終戦後、わずか10年ほどの間に、奇跡的な経済復興を遂げたことは公知の事実であるが、経済発展と比例して、電力需要も増加していった。

例えば、1957年（昭和32年）12月に閣議決定された「新長期経済計画」によれば、わが国の需要電力量は経済成長の進展と国内産業の重工業化等を要因として、1956年度（昭和31年度）の約611億kWhから1962年度（昭和37年度）には1019億kWhに達し、さらに1975年度（昭和50年度）には1850億kWhにも達するとの需要予測が行われていた（甲C第2号証3頁）。

電力供給が電力需要に追い付かない状況が出現し、1957年（昭和32年）

の年次経済報告には、「電力に生産隘路が出現した」と表現されるなど、電力の供給能力の上限が、生産能力の上限を画するような事態となっていたのである（甲C第3号証18頁）。

例えば、前述した、新長期経済計画に関する経済審議会答申に添付されたエネルギー部会報告書によれば1975年度（昭和50年度）には、1956年度（昭和31年度）実績の約4.5倍（燃料所要量ベース）もの電源を開発する必要があった（甲C第2号証3頁）。

そこで、政府は、わが国の経済拡大のペースを維持するためには、電力供給能力の強化が急務であると考え、長期的視点に立った電源開発を推し進めていった。

しかし、わが国では、すでに、水力発電開発及び国内炭の供給能力も限界に達するなど国内資源に頼ることができなかった。そのため、具体的な電源開発の方針としては、今後予想される需要の増大分のほぼ全てを、海外エネルギー、特に石油火力発電に依存せざるを得ない状況にあった（甲C第3号証18頁）。

第3 新しい発電所建設に求められた条件

1 政府は、1960年（昭和35年）に閣議決定された「国民所得倍増計画」のなかで、長期エネルギー政策の基本的方向として次の3点を基本方針とした（甲C第4号証5頁）。

まず、第1点として、経済性を中心とする合理的なエネルギー供給構造の確立、すなわち、より発電原価の低いエネルギーの安定確保が要請された（甲C第4号証5頁）。電力料金が生産原価として反映されることを考えれば、より安価な発電方式が求められたのは、いわば当然のことである。

2 次に、第2点として、エネルギーの輸入における外貨負担の軽減が要求されていた（甲C第4号証5頁）。

すなわち、国内資源に乏しく、また、物資も不足していた当時の日本は、原材料や製品の多くを海外からの輸入に依存している状況であり、その決済のた

めに外貨を必要とした。ところが、昭和30年代前半の日本は、現在の日本経済のように輸出産業が十分に発展しておらず輸入超過の状態であったため、外貨準備が不足する状態にあった(甲C第3号証8頁)。1957年(昭和32年)7月と8月に、わが国は外貨準備の不足を緊急に補うため、国際通貨基金(IMF)から1億2500万ドルの借入れを行っているが、このことは当時のわが国の外貨準備の貧弱さをよく示す出来事と言える(甲C第5号証6頁)。

そのため、当時の日本は、経済の全分野で貴重な外貨を効率的に用いる必要があり、その必要性は、経済成長の上限を画する基礎的産業である電源開発についても、例外ではなかったのである。

3 最後に、第3点として、電力需要に応ずる供給量の安定的確保に重点をおいた対策の必要性が記されていた。これは、当分は、輸入石油を原料とする石油火力に依存せざるを得ないとしても、石油の資源開発にも限度があると考えられるため、将来に備えて、石油に代わるエネルギー源の開発の必要を指摘していた(甲C第4号証5頁)。

第4 原子力発電を導入した理由

1 はじめに

我が国は、1955年に東海第1原子力発電所の建設を決定し、国策として原子力発電を推進し始めた。

1955年(昭和30年)、国は、原子力基本法を定め、民主・自主・公開という原子力三原則に則って原子力の研究開発を進めていくことを決定した。原子力委員会は、原子力開発・研究に関する国の施策を計画的に遂行し、原子力行政の民主的な運営を図るために、1956年(昭和31年)1月1日に設置されたわが国原子力政策の最高意思決定機関である(甲C第1号証25頁)。

原子力委員会は、1957年(昭和32年)12月、初の具体的な発電用原子炉の研究開発計画である「発電用原子炉開発のための長期計画(以下「57

年長期計画」という))」を策定した。この57年長期計画では、発電原価の低下と所要外貨の節約が原子力発電導入の直接的効果として強調されていた(甲C第2号証3頁)。

その後、1961年(昭和36年)、原子力委員会は、「原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画(以下、「61年長期計画」という))」を策定し、新たにエネルギー供給源の安定化・多様化という点が、原子力発電導入の直接的効果として追加され、さらに産業構造の強化という原子力発電導入の間接的効果も指摘されるようになった(甲C第6号証5頁)。

このように、1961年(昭和36年)ころ、国は、形式的に四つの理由を掲げて、原子力発電の導入を国策として推進していたのである。

ところが、実際には、国が指摘した四つの導入理由すべてについて、合理的な根拠があったわけではない。

後述するように、国が、原発の導入を図るために、「結論ありき」の試算を行ったり、楽観的な見通しから掲げられた不合理・不適切な導入理由があった。そして、このことから、自ずと国が原子力発電の導入で目指していた真の導入理由が明らかになるのである。

以下では、国が、形式的に掲げていた四つ導入理由のうち不合理・不適切な導入理由があること、原子力発電導入の真の理由について検討しながら、原子力発電の導入が、まさしく国の主導で行われたことを明らかにする。

2 原発導入の四つ形式的理由

(1) 直接的理由その1と2～発電単価が低く、所要外貨を削減できる

国は、初の具体的な発電用原子炉の研究開発計画である57年長期計画において、原子力発電を実施する「直接的な意義」として、発電原価の低下と所要外貨の節約を指摘して、その意義を強調している(甲C第2号証3頁)。

57年長期計画では、発電原価や所要外貨に関して、具体的な数字を挙げ

ながら、当時の電源開発の主力であった火力発電と原子力発電との比較を行って、原子力発電の導入の必要性を解説している。

まず、発電原価に関して、比較対象として挙げられている火力発電の発電原価について、計画の中では、今後、技術改良による建設費の低下や燃料費の大幅な低下が見込めず、これ以上の大幅な発電原価の低下が望めないと指摘している。

一方、原子力発電について、57年長期計画は、1957年（昭和32年）時点の発電原価が、すでに火力発電よりも若干高いもののこれと匹敵し得る程度まで低下し、さらに、原子力発電が発展途上の技術であるが故に、今後の技術改良の余地が大いにあるとあって発電原価の低下が見込まれているとして、数年後には、火力発電よりも発電原価が低くなると予想し、原子力発電の導入の意義を強調している。

また、所要外貨については、二つの発電方式がともに、燃料である石油と核燃料を輸入することになるので、いずれにしても龐大な外貨を必要となると指摘している。

そのうえで、運転開始当初の所要外貨に関し、原子力発電の方が火力発電よりも、発電所建設費が高く、初期装荷燃料を必要とするため、多くの外貨を必要とすると指摘している。ところが、発電所の稼働期間全体で見ると、原子力発電は、燃料消費量が少なく、核燃料を精鉱の形で輸入すること等によって燃料費を低く抑えることができるので、火力発電よりも累計所要外貨を低く抑えることができると予測している。そして、最終的には原子力発電が火力発電よりも外貨節約効果に優れており、その導入の意義が強調されているのである（以上、甲C第2号証、57年長期計画3～4頁）。

ところが、57年長期計画のわずか4年後に策定された61年長期計画では、「わが国の外貨収支もかなり改善された一方、世界の石油の供給力が著しく伸び、かつまた価格も低下してきているので、わが国のエネルギー所要

量の大部分を石油の輸入でまかなうことも可能になってきた（甲C第6号証5頁）」と、57年長期計画で強調されていた「外貨の節約」という国家経済面からみた原発導入の意義が、早くもトーンダウンしているのである。

（2）直接的理由その3～エネルギー供給源の安定化・多様化

第二次大戦後、わが国のエネルギー需要に応えるためには、輸入エネルギーとして石油に依存せざるを得ない状況となったことは既に述べたとおりである（甲C第4号証5頁）。

61年長期計画は、石油資源もいずれは枯渇するという認識から、将来に備えてエネルギー供給源の安定化・多様化を図る必要性があり、その手段として原子力発電の導入の必要性を指摘している。具体的には、原子力は、「核分裂反応により少量の核燃料で多量のエネルギーを発生するという特色ばかりではなく、さらに、将来核融合が実現すれば、利用しうるエネルギー資源はほとんど無限に拡大される可能性があり、これらの面で石炭及び石油など化石燃料とは全く異なる特色を有している（甲C第6号証5頁）」から、原子力発電が、エネルギー供給源の多様化について重要な役割を果たすと述べている。

このように、国は、1961年（昭和36年）の時点で、「核融合」という先進技術の実用化も視野に入れて、原子力発電導入の直接的意義を強調していたのである。

（3）間接的理由～産業構造の強化が期待できる

61年長期計画では、すでに述べた原子力発電導入の三つの直接的理由に加え、導入の間接的理由として、広く原子力発電を含む原子力開発を推進することで、わが国の産業経済の基盤を拡大・強化することができる次のように指摘する。

「すなわち、わが国が狭い国土と大きな人口をかかえつつ、将来にわたって健全な経済成長を実現し、国民の福祉をたかめるためには、わが国技術水

準の飛躍的向上、産業構造の高度化が絶えず要求されるが、この点において技術革新の大きな担い手である原子力をみずから手がけることは重要な意義を持つ。原子力発電の実用化に伴うエネルギー供給力の増大、原子力船の実現によってもたらされる海運、造船分野におけるいっそうの発展、放射線利用から生ずべき新しい技術開発の可能性、品質改善等は、それ自体わが国産業の中で次第に大きな比重を占め、他の産業の発展と相まって産業構造の高度化を促進するものであるが、同時に原子力開発利用のために要求される新金属の開発、材料純度の絶対値の改善あるいは機器性能の飛躍的改善等は、直ちにわが国科学技術の向上に密接な関係を有するものである。また、在来技術を基礎とする産業から、従来に比し非常に広範囲にわたる多岐の科学技術を総合化することによりはじめてその基礎の確立が可能となる原子力産業への発展は、わが国産業構造の体質改善をすすめるうえに重大な要素となることが期待される（甲C第6号証5頁）。

このように、国は、原子力発電導入によって「産業構造の体質改善」という間接的効果があるとして、産業政策面からも原子力発電の導入の必要性を指摘していたのである。

3 真の導入理由は間接的理由である「原子力産業の発展」にあったこと

(1) 「発電原価の低下」「外貨節約」「エネルギーの安定供給・多様化」の直接的理由は合理的根拠を欠く理由だった

ア 政府は、国策として原子力発電を導入するにあたり、原子力発電導入の直接的理由（安価な発電原価、外貨の節約効果、エネルギーの安定供給・多様化）と、間接的理由（原子力産業の発展）を指摘して、その導入の必要性を説いていた。

とりわけ、57年長期計画からすでに指摘されていた「発電原価の低さ」と「外貨の節約効果」については、原子力発電の直接的理由として、61

年長期計画においても繰り返し強調されていた。

ところが、実際に「発電原価の低さ」「外貨の節約効果」「エネルギーの安定供給・多様化」という直接的理由に関しては、現在の視点から見ると、客観性を欠く判断であったと言わざるを得ない。

まず、発電原価に関して、原子力委員会は、原子力発電は今後の技術的進歩の余地あって原価が下がると予測しながら、一方で火力発電に関しては、特に合理的な根拠を示すことなく、その余地がないと判断している。

次に、所要外貨についても、当時は世界的にも原子力発電が実用化されておらず、今後の核燃料の国際価格の推移など算定できなかったはずであるにもかかわらず、「(原子力発電は) 消耗燃料費が少ないため運転開始後数年にして早くも重油専焼火力発電に要する所要外貨累計を下回る (甲C第2号証、57年長期計画4頁)」と判断している。

最後に、エネルギーの安定供給・多様化に関しても、61年長期計画は「夢の原子炉」と言われていた「核融合炉」の実現によるエネルギー資源の「無限の拡大」を謳って原子力発電導入の直接的理由としている。しかし、半世紀以上たった現在においても、61年長期計画が謳っていた無限のエネルギーを生み出す「核融合炉」や「高速増殖炉」の実用化の目途は立っていない (甲C第1号証100頁、213～216頁)。1961年当時に、国が計画していた原子力研究・開発計画は、極めて楽観的であったと言わざるを得ない。

このように、原子力委員会は、原子力発電の導入の必要性を強調するために、客観性を欠く判断を行っていたのである。

イ そして、このような原子力委員会の姿勢は、当時の同委員会内部でも問題となっていた。

1957年(昭和32年)10月24日の原子力委員会参与会では、57年長期計画案が検討対象となっており、次のような疑問点が指摘されている

(なお、この1957年(昭和32年)10月24日の原子力委員会参与会における検討を経て、1957年12月に57年長期計画が決定されているが、実質的な内容の変更はない。)

「大来参与：原子力発電が火力発電に代ると設備資金が長期的にみても多くいることになる。昭和50年度までの累計で約8千億円多くいることになっている。また所要外貨も在来火力の場合に比べて約2億ドル多くいることになっている。経済企画庁では目下長期計画の策定中であるが、外貨の不足と資金の調達が問題であり、同様な点から今回の原子力発電の長期計画(案)についても経過年次に問題があると思う(甲C第7号証2～3頁)。」

この発言を行った大来参与は、経済企画庁総合計画局長と原子力委員会参与を兼任していた人物であるが(甲C第8号証1頁)、発電原価や所要外貨に関して57年長期計画と正反対の見解を持っていたのである。

発電原価や所要外貨の算出は、発電所建設費・燃料の国際価格の長期的な推移・技術的進歩など、諸要素を総合的に評価して算出される「予測」に過ぎない。そのため、算出者が「ある一定の結論」を導くために、諸要素を恣意的に選別・評価して、もっともらしい数字を算出することも可能である。

原子力委員会内部で発電原価と所要外貨に関して正反対の見解が存在したことは、まさに、算出者によって諸要素の選別・評価方法が異なっていたことを示すものである。

ウ この点について、前出の参与会で、この57年長期計画案の作成者である田宮担当官は、諸要素の評価の方向性について「経済性は大胆な仮定で試算し、外貨収支上の問題は天然ウラン型を急速に国産化するというように無理をして算出した(甲C第7号証8～9頁)」と述べ、「まず、結論ありき」であることを認めている。特に、所要外貨の節約効果については、前述したように61年長期計画で、その意義が57年長期計画からかなりトーンダウンしていることから、相当に無理な試算が行われたことが容易

に想像される。

そして、このような姿勢で田宮担当官が算出した原子力発電の発電原価や所要外貨は、特に修正・変更されることなく、57年長期計画が決定されているのである。

エ つまり、原子力委員会は、「原子力発電を導入する」という結論を導き出すために、その必要性を強調せざるを得なくなり、発電原価や所要外貨に関して、あたかも原子力発電が有利であるかのような客観性を欠く判断を行っていたのである。

同様の「結論ありき」傾向は、高速増殖炉「もんじゅ」計画の状況をみれば、原子力研究開発の見通しが、非常に楽観的で、客観性を欠く判断であったことは明らかである。

このことから、(1)で検討した国が掲げていた三つ直接的な導入理由(安価な発電原価、外貨の節約効果、エネルギーの安定供給・多様化)は、まさに形式的なものであり、真の理由でなかったことは明らかである。

(2) 真の導入理由は「原子力産業育成」にあったこと

ア このように、原子力委員会内部で、原子力発電の発電原価や所要外貨という直接的効果に関して疑問が挙がっていたにもかかわらず、原子力発電の導入は国策として国が主導して行われることになった。

国が、それほどまでして、原子力発電の導入を決定した真の理由のひとつは、原子力産業の育成にある。

例えば、先ほど取り上げた1957年(昭和32年)10月24日原子力委員会参与会でも、発電原価や所要外貨についての異なる見解が議論された後に、嵯峨根原子力研究所副理事長が「外貨収支も大事だが日本全体の技術の育成も大事で考えてほしい(甲C第7号証9頁)。と発言している。また、先に引用した61年長期計画においても「原子力産業の発展は、わが国産業構想の体質改善をすすめるうえで重大な要素となる(甲C第6号証5頁)」

と、その意義が強調されている。

つまり、原子力発電は、その導入当初の時点で、発電原価や所要外貨といった導入の直接的理由に疑問が投げかけられていたにもかかわらず、間接的効果である「産業構造の体質改善」という産業政策上の効果が認められたからこそ、その導入が了承されたのであり、むしろこちらの方が「原子力発電の直接的意義」だったのである。

イ 実際、この事実を裏付ける調査も存在する。

1960年（昭和35年）8月にまとめられた通産省原子力産業参事官室「原子力産業実態調査」によると、当時、原子力メーカーは、旧財閥系列ごとに5グループをすでに形成しており、特に原子力発電炉の実用化を目標として、積極的に自力の研究開発や先進諸外国との技術提携を行っていたと報告されている。

一方で、原子力発電所を用いて発電する立場の電気事業者については「電気事業者の関心は現段階ではおもに設計研究を行っている程度で、本質的には海外の原子力発電経済化を期待しているといえる。このことは掛け声の割合に設備投資、研究費支出が少ないことからもうかがえる。」と報告されている（以上、甲C第9号証）。

この報告から、日本への原子力発電導入当時の状況として、産業政策としての恩恵を受けるメーカーが、熱心に研究開発を進めていた一方で、その実施主体となる電力会社は、その経済性すなわち発電原価を楽観視しておらず、慎重な投資計画をとっていたことが窺えるのである。

ウ このように、国策として原子力発電が導入された背景には、直接的効果（安価な発電原価、外貨の節約効果、エネルギーの安定供給・多様化）よりも、「産業構造の体質改善」といった間接的効果、さらにはその背景にある原子力メーカーをはじめとする原子力産業関連会社の利益追求に重点がおかれていた。

そして、この産業政策的な観点、特に原子力産業関連会社の利益追及が、後の利益追求にいそしむ「原子力村」の非民主的体質・加害構造の源泉となっていることは明らかである。

4 小活

原子力発電を導入する際の「直接的意義」として強調されていた「発電原価の低下と所要外貨の節約」という理由、あるいは「エネルギー供給の安定化・多様化」という理由は、原子力委員会事務局が数字を操作して導き出し、また、極めて甘い研究開発見通しを行っていたものであり、これら三つの理由に客観的合理性はなかった。

しかし、原子力発電の導入を実現できれば、新たに原子力関連産業が興り、わが国「産業構造の体質改善」を達成できる見通しがあった。

そこで、国は原子力発電の「直接的意義」が存在しないか、少なくとも極めて疑わしいものであることを認識しながら、「産業構造の体質改善」効果、すなわち産業政策上の利点が極めて大きかったことから、あえて原子力発電の導入を図ったのである。

その結果、国策として原子力発電の導入が決定され、その後、国は、その実現に向けて、主要な役割を演じることとなるのである。

第5 原子力推進への課題

上記のように、国は、電力需要に応えるためというよりも、産業需要を増加させるために、敢えて、原子力発電の導入を決定した。しかし、原子力発電の導入を決定した1956年（昭和31年）当時、商業用原子力発電所の実用化は始まったばかりであった。そのため、種々の問題があったが、国は、自らが主要な役割を果たしながら、その解決を次々に図っていった。

1 原子力開発を巡る世界的状況

当時、1954年に旧ソ連のオブニンスク原子力発電所が臨界を達成していたが（甲C第10号証）、西側諸国では、1957年にイギリスのコールダーホール発電所とアメリカの SHIPPINGPORT 発電所が、それぞれ商業運転を開始したにすぎない（甲C第11号証及び甲C第12号証）。

イギリスのコールダーホール発電所は、軍用プルトニウムの生産と発電を目的とした軍民共用目的を有した発電所で、原子力発電の技術や物資は、核兵器製造と密接に関連する国家機密であった（甲C第11号証）。

また、原子炉の運転実績も十分ではなかったため、その安全性も十分に担保されていなかった。例えば、1957年10月10日には、イギリスの軍用プルトニウム生産を目的とするウィンズゲール原子炉が最大でレベル7まである国際原子力事象評価尺度（INES）で「広範囲な影響を伴う事故」とされるレベル5の火災工事を起こしている（甲C第13号証5頁）。

このように、当時の原子力開発の特色（導入の阻害事由）としては、核兵器製造技術を基礎とする分野であって情報や物資の流通が大きく制限されていたこと、基礎的な技術開発段階で多額の開発資金を要する段階だったこと、安全性が十分に担保されていなかったことなどが挙げられる。

2 日本に導入するにあたっての課題

英米ソの原子力技術は、核兵器製造技術を基礎とするものである。

日本は、第2次大戦中に原爆開発で成果を残すことができず、敗戦後は、GHQにより事実上、原子力研究が禁止されていた。1952年（昭和27年）にサンフランシスコ講和条約が発効後、日本の原子力研究は全面解禁となったのである。そのため、日本に原子力予算が出現した1954年（昭和29年）当時、その原子力技術の水準はほぼ白紙の状態であったと言ってよい。

わが国は、原子力予算の成立をみたものの、原子力利用に関する法律が整備

されていなかった。そのため、原子力予算成立後になって初めて、原子力三法（原子力基本法、原子力委員会設置法、総理府設置法の一部を改正する法律）が可決・成立（1955年（昭和30年）12月）した。

ここで成立した原子力委員会によって、その後の日本の原子力推進政策は決定されていくこととなった（以上、甲C1号証25、30～31）。

原子力発電導入当時、国は、次のような点を課題と考え、重要政策を立案していた（甲C第6号証25～29頁）。

- ①研究施設の整備と共同研究体制の確立
- ②科学不技術者の養成
- ③安全対策
- ④原子力産業の育成
- ⑤核燃料の確保と有効利用
- ⑥原子力災害補償制度の確立

しかし、国は、いずれの課題も国の力で解決していった。

次項で、国がいかに課題を克服していったかを明らかにする。

第6 国の関与なくして原子力推進が不可能であった～国の関与で課題を克服した

1 研究施設の整備と共同研究体制の確立

- (1) 61年長期計画では、61年からの10年間は、原子力開発の研究・開発を進める期間と考え、その成果が、その後の原子力開発利用に重大な影響を及ぼす重要な期間であると考えていた。そのため、国は、61年からの10年間の研究開発を重要視しており「政府が直接あるいは間接に資金を投入する研究開発が主導的な役割を占める」と、自身が果たすべき役割を捉えていた（甲C第6号証25頁）。先述したように、わが国の原子力開発は、先進国と比較して大きく遅れていた。また、原子力の開発研究は、原子炉などの

特殊な設備が必要で、その導入は、多額の資金が必要であった。そのため、国が主体となって、効率的な研究開発を行うため、各種の原子力研究施設を整備する必要があった。

- (2) 具体的に国は、原子力研究開発のため、日本原子力研究所、原子燃料公社、放射線医学総合研究所、大学、国立試験研究機関等の研究施設の新設・拡充を図るとし、実行した。また、各機関の研究は、民間との共同研究方式をとるものとされ、効率的な研究開発体制を整備していった。

日本原子力研究所は、1956年（昭和31年）に、「原子力基本法に基づき、原子力の開発に関する研究等を総合的かつ効率的に行うとともに、あわせて原子力船の開発のために必要な研究を行い、原子力の研究、開発及び利用の促進に寄与すること（以上、日本原子力研究所法第1条）」を目的として設立された特殊法人である。その任務としては、基礎研究、基礎研究を基にした応用研究（工学研究）ないし工業化試験研究（実用化研究）を行うなど、基礎研究と実用化の架け橋的役割を果たすことが期待されていた。日本原子力研究所は、原子力研究開発のために必要な原子炉、加速器、大型電子計算機等の特殊かつ多額の設備投資を必要とする設備を整備し、研究開発の中心地としての役割を果たした（甲C第6号証25～26頁）。

原子燃料公社は、1956年（昭和31年）に「原子力基本法に基づき、核原料物質の開発及び核燃料物質の生産並びにこれらの物質の管理を総合的かつ効率的に行い、原子力の開発及び利用の促進に寄与すること」を目的として設立された公社である。日本国内における核原料物質の探鉱と並行して、ウラン濃縮といった核燃料の生産・加工、核燃料の再処理の研究開発も行うものとされた（甲C第6号証25頁）。

放射線医学総合研究所は、1957（昭和32）年に「放射線の人体への影響、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療並びに放射線の医学的利用に関する研究開発等の業務を総合的に行うことにより、放射線医

学に関する科学技術の水準の向上を図る（甲C第14号証）」ことを目的として設立された国立研究所である。

(3) このように、国は、研究施設の整備と共同研究体制の確立を国の力で（すなわち税金を使って）着々と進めて行ったのである。

2 科学技術者の養成

原子力発電の導入計画を実現するには、これに従事する優れた科学者や技術者を多数必要とする。

ところが、日本の原子力研究は、1952年（昭和27年）に全面解禁されたばかりで、これに従事する原子力関係科学技術者の数が圧倒的に不足していた。例えば、1958年（昭和33年）当時、日本には、総勢6321名（民間企業、国立試験研究機関、大学の合計）の原子力関係科学技術者が原子力研究に従事していたに過ぎない（甲C第15号証2～4頁）。

一方、61年長期計画では、1970年（昭和45年）時点で、1万1000～1万2450名程度の原子力関係科学技術者が必要と見込まれていた（甲C第6号証26～27頁）。この数字は、原子力発電に限らず広く原子力関連技術の導入に必要な科学技術者の数ではあるが、わが国が、10年余りで、原子力関係科学技術者の数を倍増させる必要に迫られていたことには変わりはない。

そのため、ここでも国は、税金を使って、国立大学における原子力関係学部の設置や日本原子力研究所原子炉研究所などの国内養成訓練機関の強化あるいは海外留学制度などの諸制度を整備し、原子力関係科学技術者の養成を図った。

3 安全対策

原子力関連技術は、その特性上、安全確保が必要となる。

61年長期計画では、必要な安全対策として、原子力施設の安全確保、障害防止対策の完備及び廃棄物処理等を検討している(甲C第6号証27～28頁)。

ここで検討されている原子力施設の安全確保とは、原子炉等規制法などによる原子炉安全設計及びこれに基づく審査制度のことである。原子力発電の危険性に鑑みると、国が一定の安全基準を作成して、これを達成させることによって、「国が原子力発電所の安全性を担保した」と世論に訴えかける必要がある。

しかし、国が定める「安全基準」が、原発の安全性を何ら担保するものではなく、実際に機能しなかったことは、3.11事故についての国会事故調査報告書において「政界、官界、財界が一体となり、国策として共通の目標に向かって進む中、複雑に絡まった『規制の虜 (Regulatory Capture)』』という状況を許し、規制当局による監視・監督機能が十分に機能しなかったとことが、事故の「根源的な原因」と指摘されていることから明らかである(甲A1国会事故調)。

国が設定した安全基準は、原子力発電所を「操業させるため」の基準でしかなく、真の意味で原子力発電所の安全性を担保するものではなかった。このように、国が、原子力発電所を「操業させるため」に主導的な役割を果たしたことは明らかである。

なお、国が定める「安全基準」が、原発の安全性を何ら担保するものではないことについては、準備書面12に譲る。

また、廃棄物処理についても、準備書面11の4の4に譲る。

4 原子力産業の育成

原子力産業の育成こそが、原子力発電導入の真の目的であったことは先に指摘したとおりである。

61年長期計画では、原子力産業の育成の重要性が次のように説かれている。まず原子力発電は、新規産業であり、建設費も高額となるため、新たに原子

力発電所を建設する場合、重油専焼火力発電所よりも相当多額の建設資金が必要となると指摘する。そのため、国は、電力会社に対して、長期低利資金の確保や海外金融機関からの資金導入の促進といった配慮を行うべきだと指摘する。

また、原子力産業については、海外技術の導入を図りながら早期に原子力施設の国産化を図ることが目標とされている。そのため、国は、原子力産業育成のための税制優遇や、民間産業のすぐれた技術に対し、補助金、委託費等の助成措置を積極的に講じ、研究開発の促進をはかる必要があると指摘している（以上、甲C第6号証28頁）。

このように、原子力産業を育成するために、国が税金をつぎ込んで積極的役割を果たすことを「宣言」している。

これが現実に実行されていることは、本件訴訟全体を通じて明らかである。

5 核燃料の確保と有効利用

61年長期計画は、核燃料の供給源として、岡山県と鳥取県の県境にある人形峠における国内核燃料源の開発に期待しながらも、大部分を海外から購入する必要があると認識していた。

核燃料となる濃縮ウランは、核兵器製造物質でもある。そのため、61年当時は、国自らがアメリカやIAEAから直接購入し、民間に賃貸する必要がある、アメリカとの間で必要な二国間協定を結ぶ必要があった（甲C第6号証29頁）。

国が、核燃料の確保及び海外からの技術導入のために外交手段を用いて主導的な役割を果たしたことについては、準備書面11の3に譲る。

6 災害補償対策

原子力事故の発生を完全に防止することは不可能である。

そのため、61年長期計画では、「万一事故が生ずるようなことのあった場合は、第三者の損害に対して、被害者の保護をはかり、かつ原子力事業の健全な発達に資することを目的として原子力災害補償制度を確立することが必要である（甲C第6号証29頁）」と指摘されていた。

当時、国は、原子力発電所の事故によって生じる被害規模が最大で国家予算の二倍以上にもなり、民間企業の損害賠償能力をはるかに超える公害の発生を既に予見していた。この事実を認識しながら国は、原子力発電の導入を止めることはなく、かえって、この事実を秘匿して、原子力発電所の操業を是が非でも実現させるため、原子力損害賠償法を制定したのである。

なお、災害補償対策の詳しい内容については、準備書面11の4の5に譲る。

第7 まとめ～国の関与なくして原発の導入が不可能であった

国が、原子力発電の直接的理由として強調していた「発電原価の低下や所要外貨の節約」といった効果は、原子力発電の導入という結論を導き出すために原子力委員会事務局が数字を恣意的に操作して作り上げたものにすぎなかった。

同様に、直接的理由として強調されていた「エネルギーの安定供給・多様化」という点についても、半世紀以上たった現在でも実用化の目途が立っていない「夢の原子炉」の実用化を盛り込む等、非常に甘い研究・開発見通しのもとに作り上げられたものにすぎなかった。

国が原子力発電を導入した真の理由は、国内原子力関連産業の創出という産業政策上の効果が見込まれたからである。

そのため、国は、原子力発電の導入を国策として掲げ、様々な課題を克服し、その導入・推進を図ったのである。このことは、1954年（昭和29年）から1959年（昭和34年）までの導入期5年間の国の原子力予算（約236億5000万円）と、同時期の民間投資額（約150億円）を比較するだけでも、国がいかに積極的に原子力発電の導入を図っていたか明らかである（甲C

第16号証6頁及び甲C第17号証)。

なお、国が取り組んだ導入期における政策課題のうち、特に重要な原子力損害賠償法の制定と原子力産業の海外からの輸入に必要な二国間協定の締結という二点については別の準備書面にて改めて述べている。

以上